

電気事業者におけるプルトニウム利用計画等について（見解）

平成28年3月29日

原子力委員会

我が国は、プルトニウム利用に関連して、平成26年3月の第3回ハーグ核セキュリティ・サミットにおいて、国際的な核セキュリティ強化に貢献するため、核物質の最小化の取組を推進し、プルトニウムについては「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を引き続き堅持し、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分考慮し、適切な管理も引き続き徹底する旨を国際社会にコミットした。また、同年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を明確化し、そのことを国内外に発信してきている。

原子力委員会においては、平成15年8月に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」を決定し、平和利用に係る透明性向上の観点から、プルトニウムの利用目的を明確化するための措置として、電気事業者においてプルトニウム利用計画を公表することを求め、かつ、その妥当性を確認することを始めとして、あらゆる機会を活用しながら、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を大前提とする旨、意見を述べてきたところである。

この度、原子力委員会は、電気事業連合会より、プルトニウム利用計画等の策定・公表に関する電気事業者としての考え方について説明を受け、現時点ではプルトニウム利用計画を改訂・公表できる状況にないとの説明はやむを得ないと考える。他方、我が国のプルトニウム利用に対しては、国内外からの関心が極めて高くなっており、従前にも増して透明性の向上を図るための取組が必要となっていると考える。プルトニウムを保有し、その利用について責任を有する電気事業者においては、国内外の理解と信頼を得られるよう、これまでも増して、できる限り具体的な情報の時宜を得た発信・説明に努力することを期待したい。